

Ⅲ. 規制・制度改革等の推進

提言 5. 経済を成長させる大胆な規制・制度改革、税制改革

【提言内容】

- ① 許認可等の規制について定期的・自発的に見直しを行う仕組み（PDCA）の導入
- ② 「地方版規制改革会議」の早期設置
- ③ 中小企業基本法を念頭に税法上の中小企業の基準を資本金3億円まで拡大

【理由】

中小・中堅企業が新商品開発や新分野進出に挑戦する際に障害となる規制・制度が多く、成長の足かせとなっている（参考1）。また、中小企業基本法と税法で中小企業の基準が異なることから、税法上の支援が受けられない中小企業が存在する。

このため、規制・制度改革をスピーディーかつ強力に推進するとともに、中小企業基本法の中
 小企業の範囲を念頭に、税法の基準を見直す必要がある。

① 許認可等の定期的・自発的見直しの仕組み（PDCA）導入

わが国の許認可等の総数は14,579件（平成24年3月31日現在）と言われているが、これらの中には、制定以来手つかずで、古くなっているもの、現在の技術革新に追いついていないものなどがある。

このため、国の規制について、所管府省がその見直しをスピード感を持って定期的かつ自発的に行う仕組み（PDCA）を設けるべきである。

② 「地方版規制改革会議」の早期設置

地方分権の進展に伴い、地方自治体の自治事務となり、国の関与が及ばない規制・制度も多い。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に記載された「地方版規制改革会議」について、都道府県等へ早期に設置すべきである。また、その実効性が担保されるよう支援すべきである。

③ 中小企業基本法を念頭に税法上の中小企業の基準を資本金3億円まで拡大

資本金1億円超の中小・中堅企業は、利用可能な政策減税が少なく、実質的な税負担率は最も高い。特に、中小企業基本法上では中小企業であっても、税法上の支援対象とならない者がいる。

このため、税法上の中小企業の基準を、中小企業基本法の中小企業の範囲を念頭に、資本金3億円以下まで拡大し、研究開発や投資を促進すべきである（参考2）。

参考1：規制・制度改革の例

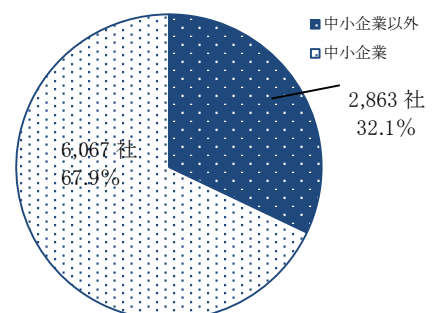
- ・医療機器等における「条件・期限付き承認制度」の創設
- ・希少疾病の臨床試験における薬効性確認期間のさらなる短縮

出所：「2015年度地方創生と中小企業の活力強化のための規制・制度改革の意見50」（日本商工会議所）

参考2：研究開発税制の利用数の約7割が中小企業

企業等が試験研究した際の費用を控除できる研究開発税制の利用件数は、8,930社中6,067社が中小企業（2013年度）と、約7割を中小企業が占めており、研究開発に取り組む中小企業にとって重要な税制となっている。

◇研究開発税制の利用企業数（2013年度）



出所：研究開発税制の活用状況（経済産業省）

提言 6. 中小・中堅企業の特許取得推進**【提言内容】**

- ①特許の申請手続きの簡素化
- ②中小企業の意匠・商標の早期審査
- ③特許料等の減免制度の要件緩和と対象の拡大
- ④特許庁審査部門の大阪設置
- ⑤技術流出対策の取り組みへの支援

【理由】

中長期的に内需の伸びが限られる中、新興国を中心とした外需を取り込んでいく必要が高まっている。また、グローバル化や情報化の急速な進展に伴い、巧妙化する模倣品、技術流出への迅速な対応が求められる。知的財産の権利化と秘匿化を戦略的に組み合わせるオープン&クローズ戦略が大きな武器のひとつとなり得るが、ヒト・モノ・カネ・情報など様々な面で多くの制約を抱える中小・中堅企業においては、知的財産を経営戦略、事業戦略に結び付ける取り組みは不十分なものとどまっている。

このため、中小・中堅企業の成長を促し、競争力向上を図る観点から、中小・中堅企業の特許取得を促進し、中小・中堅企業の戦略的な知財経営を支援する必要がある。

①特許の申請手続きの簡素化

出願、審査請求、早期審査(②参照)、減免制度(③参照)について、ワンストップで一括申請ができるようにすること。

②中小企業の意匠・商標の早期審査

特許については、中小企業であれば早期審査制度が利用可能となっている。意匠および商標については、権利化について緊急性を要する場合に限る等の条件がついているため、中小企業であれば利用可能とするように変更すること。

③特許料等の減免制度の要件緩和と対象の拡大

特許料等の減免制度の従業員数要件を、20人以下から300人以下に拡大すると共に、対象を「実用新案、意匠、商標」まで拡大すること。

(注1)従業員20人以下の小規模事業者、設立10年未満の中小・ベンチャー企業については、審査請求料、特許料(1~10年分)、国際出願手数料等を1/3に軽減する減免制度がある。

(注2)アメリカには、従業員500人以下であれば特許料等が1/2になるスモールエンティティ制度、出願経験の乏しい事業者については特許料等が1/4になるマイクロエンティティ制度がある。

④特許庁審査部門の大阪設置

出願件数の約2割を占め、ライフサイエンス、電機産業等が集積する大阪に特許庁の審査部門を新設すること(参考1)。

(注1)特許庁の審査部門は東京しかなく、医療機器開発や創業に取り組む関西の中小企業には不便との声がある。東京以外で審査が受けられる環境を整備することで、西日本、特に関西圏の中小企業の知財活用が促進される。

(注2)「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要項」に基づき、大阪府が特許庁審査第一部~第四部(西日本を対象とする特許審査拠点の設置)の移転を提案している。

⑤技術流出対策の取り組みへの支援

開発した技術の流出は、中小・中堅企業にとって命取りであり、情報管理体制の構築・強化に取り組む企業への支援策を講じるべきである。

参考 1. 「次世代医療システム産業化フォーラム」の事例（大阪商工会議所）

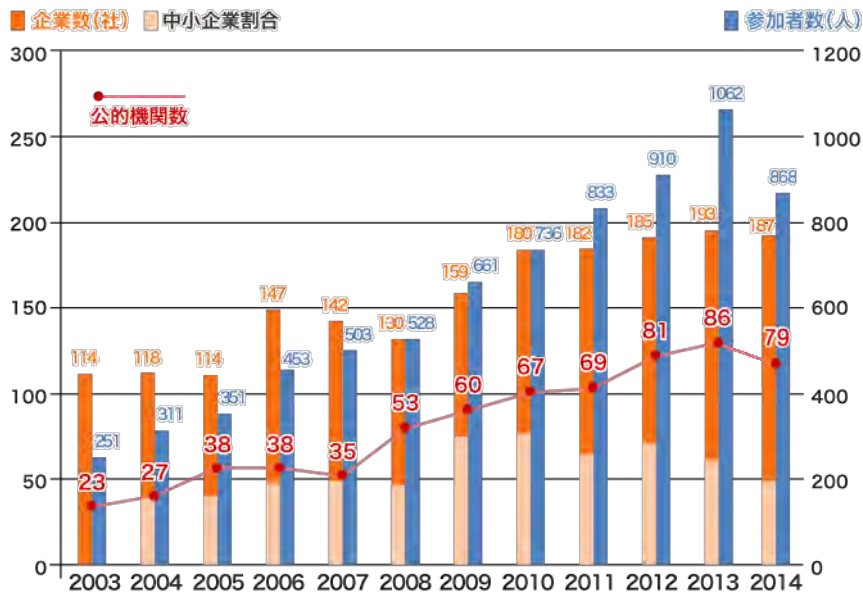
関西は、世界トップクラスの医療機関および優れた技術、特色ある製品開発を可能とする多様な企業が集積していることから、大阪商工会議所では、医療機器産業分野への中小企業の参入を促すため、「次世代医療システム産業化フォーラム」を平成15年に設置。医療現場のニーズをダイレクトに企業に伝え、事業化に向けて共同開発を提案する仕組みを構築している。

2015年9月現在で全国103の医療機関、大学、研究機関が共同開発案件を提示、2,000案件以上開催している産学医個別ミーティングでは累計567案件がマッチング、176案件が事業化を目指した段階に進展している。

こうしたことから、大阪商工会議所および大阪府は、特許庁審査部門を大阪に設置することを要望している。



◇フォーラム参加者推移



出所:大阪商工会議所HP

IV. 知的財産経営の推進

提言 7. 中小・中堅企業の持つ技術力を評価した融資の促進

【提言内容】

①特許技術や知的資産を評価した融資の促進

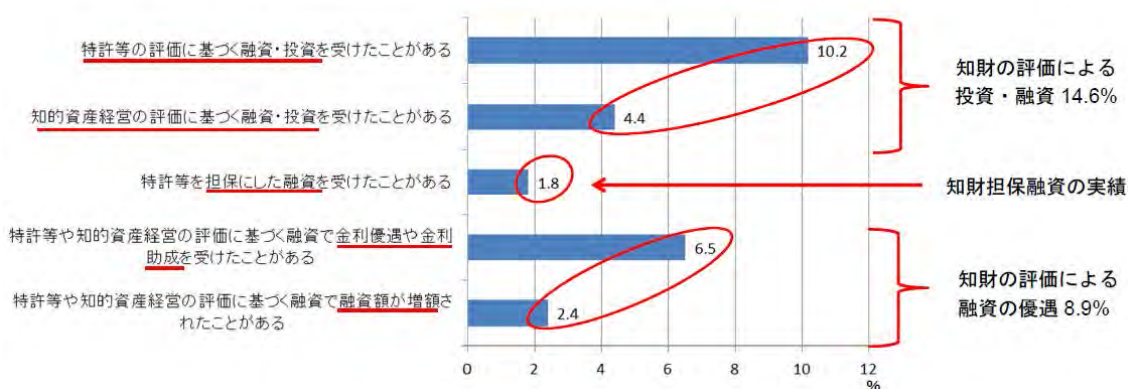
【理由】

優れた技術を保有していても、その技術の価値を金融機関から評価され、資金調達できなければ事業化まで至らず、埋もれたままとなってしまうケースも少なくない。

このため、「知財ビジネス評価書」や「知的資産経営報告書」の活用等により、中小・中堅企業が保有する特許技術や知的資産を評価した融資をさらに促進すべきである(参考1、2、3)。

参考 1 : 特許等や知的資産経営は融資・投資に有効な手段

特許等や知的資産経営の評価に基づく融資・投資状況 (複数回答)



出所:平成 26 年6月 第3回中小企業・地域知財支援研究会資料「知財を活用した中小企業向け融資について」(特許庁)

参考 2 : 「知恵の経営」実践モデル企業認証制度 (京都府)

京都府では、平成 20 年より、商工会議所等の支援を受けて作成した中小企業の「知的資産経営報告書」を有識者が評価し、一定以上の評価を得た企業をモデル企業として認証。11 の金融機関が認証企業に対して低利融資を行っている。

参考 3 : 「知財ビジネス評価書」、「知的資産経営報告書」とは

「知財ビジネス評価書」とは、中小企業の知財を活用したビジネス全体を調査会社等が評価するレポート。

「知的資産経営報告書」とは、特許や技術、ノウハウ、ブランド等の財務諸表には表れない企業の強み(知的資産)を見える化した、企業自らが作成する報告書のこと。

特許庁は、中小企業に対して、上記の作成費や作成に要する専門家派遣費用等の支援を実施し、担保によらない融資を推進している。

【本件担当】 日本商工会議所 企画調査部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1

TEL 03-3283-7661 FAX 03-3211-5675

URL <http://www.jcci.or.jp/>